

香川県青年センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第10号

香川県青年センター規則の一部を改正する規則

香川県青年センター規則（昭和44年香川県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

#### 第1

改正後	改正前
<p>(利用時間)</p> <p>第4条 講堂、大会議室、小会議室、野外活動場又は体育館を<u>利用</u>することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 青年センターを<u>利用</u>することができない日（次項において「休業日」という。）は、12月29日から翌年1月3日までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 講堂、大会議室、小会議室、野外活動場、宿泊施設又は体育館を<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ香川県青年センター利用許可申請書（第1号様式）を所長に提出し、その許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。</p> <p><u>2 所長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 青年センターの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 青年センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 青年センターの利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。</u></p>	<p>(使用時間)</p> <p>第4条 講堂、大会議室、小会議室、野外活動場又は体育館を<u>使用</u>することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 青年センターを<u>使用</u>することができない日（次項において「休業日」という。）は、<u>月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日までとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 講堂、大会議室、小会議室、野外活動場、宿泊施設又は体育館を<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ香川県青年センター使用許可申請書（第1号様式）を所長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定による申請書の提出については、ファクシミリ装置を利用して送信する方法により行うことができる。</u></p>

(4) 前3号に掲げるもののほか、青年センターの管理上支障があると認められるとき。

(特別利用の形態)

第7条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県青年センターの項(次条において「香川県青年センターの項」という。)に規定する特別利用の形態は、地方公共団体又は知事の指定する団体が行う青年の研修、団体活動又は国際交流とする。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、指定申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(利用許可の取消し等)

第9条 所長は、青年センターの利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段によって利用許可を受けたとき。

(2)・(3) 略

(書面のファクシミリ装置による提出)

第10条 第6条第1項の規定による申請書の提出については、ファクシミリ装置を利用して送信する方法により行うことができる。

2 前項の規定により申請書が提出されたときは、所長が受信した時に、当該申請書が所長に提出されたものとみなす。

3 所長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

3 前項の規定により申請書が提出されたときは、所長が受信した時に、当該申請書が所長に提出されたものとみなす。

4 所長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

(特別利用の形態)

第7条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県青年センターの項(次条において「香川県青年センターの項」という。)に規定する特別利用の形態は、次のとおりとする。

(1) 地方公共団体又は知事の指定する団体が行う青年の研修、団体活動又は国際交流

(2) 県が農山漁家の生活の近代化を図るために行う婦人の研修

2 前項第1号の指定を受けようとする団体は、指定申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(使用許可の取消し等)

第9条 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

(2)・(3) 略

(指定管理者による管理の基準等)

第11条 香川県青年センター条例（昭和44年香川県条例第25号）第4条第5項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に青年センターの運営を行うこと。
  - (2) 青年センターの維持管理を適切に行うこと。
  - (3) 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 香川県青年センター条例第4条第5項の規則で定める業務は、青年センターの維持管理及び利用許可に関する業務その他の運営に関する業務とする。
- 3 青年センターの指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第6条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「所長」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 4 青年センターの管理を指定管理者に行わせることとした場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。
- 5 青年センターの管理を指定管理者に行わせることとした場合における第4条、第5条、前条及び次条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

(委任)

第12条 略

(委任)

第10条 略

第1号様式 (第6条関係)

香川県青年センター利用許可申請書

年 月 日

香川県青年センター所長 殿

指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者

住所  
申請者  
氏名  
(団体名及び代表者名)  
TEL

香川県青年センター規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 利用目的 (研修・団体活動・国際交流・その他)
- 2 行事の名称又はその内容  
香川県青年センター規則
- 3 第7条第1項の規定による指定の有無 (有・無)
- 4 利用しようとする施設、期間、人員等

施設名	利用開始	利用終了	日(泊)数 (時間)	実人員	延人員 (宿泊延人員)	※ 使用料		
						使用料	冷暖房 使用料	計
略								

5 略

(注) 略

第2号様式 (第7条関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

住所  
団体名  
代表者名 ㊟

香川県青年センター規則第7条第1項の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(注) 略

第1号様式 (第6条関係)

香川県青年センター使用許可申請書

年 月 日

香川県青年センター所長 殿

住所  
申請者  
氏名  
(団体名及び代表者名)  
TEL

香川県青年センター規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 使用目的 (研修・団体活動・国際交流・生活近代化・その他)
- 2 行事の名称又はその内容  
香川県青年センター規則
- 3 第7条第1項第1号の規定による指定の有無 (有・無)
- 4 利用しようとする施設、期間、人員等

施設名	使用開始	使用終了	日(泊)数 (時間)	実人員	延人員 (宿泊延人員)	※ 使用料		
						使用料	冷暖房 使用料	計
略								

5 略

(注) 略

第2号様式 (第7条関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

住所  
団体名  
代表者名 ㊟

香川県青年センター規則第7条第1項第1号の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(注) 略

第2

改正後	改正前																																																																																	
<p>(利用時間)</p> <p>第4条 大会議室、<u>中会議室</u>、小会議室、野外活動場又は体育館を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>2 <u>所長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、大会議室、中会議室、小会議室、野外活動場又は体育館を利用することができる時間を変更することができる。</u></p>	<p>(利用時間)</p> <p>第4条 <u>講堂</u>、大会議室、小会議室、野外活動場又は体育館を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。</p>																																																																																	
<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>大会議室、中会議室</u>、小会議室、野外活動場、宿泊施設又は体育館を利用しようとする者は、あらかじめ香川県青年センター利用許可申請書(第1号様式)を所長に提出し、その許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>講堂</u>、大会議室、小会議室、野外活動場、宿泊施設又は体育館を利用しようとする者は、あらかじめ香川県青年センター利用許可申請書(第1号様式)を所長に提出し、その許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>																																																																																	
<p>(使用料)</p> <p>第8条 香川県青年センターの項に規定する午前9時前又は午後9時後の時間において利用する場合その他規則で定める場合の使用料並びに大会議室、<u>中会議室及び小会議室の冷暖房使用料は、別表のとおりとする。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 香川県青年センターの項に規定する<u>使用時間を分割して使用する</u>場合の使用料及び冷暖房使用料は、別表のとおりとする。</p>																																																																																	
<p>別表(第8条関係)</p> <p>1 利用時間を分割して利用する場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">使用料の額</th> </tr> <tr> <th>特別利用 の場合</th> <th>一般利用 の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">大会議室 全面を利用する 場合</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>1,730円</td> <td>3,460円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>1,730円</td> <td>3,460円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>1,730円</td> <td>3,460円</td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>3,460円</td> <td>6,920円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後9時まで</td> <td>3,460円</td> <td>6,920円</td> </tr> <tr> <td>半面を利用す</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>870円</td> <td>1,740円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料の額		特別利用 の場合	一般利用 の場合	大会議室 全面を利用する 場合	午前9時から午後1時まで	1,730円	3,460円	午後1時から午後5時まで	1,730円	3,460円	午後5時から午後9時まで	1,730円	3,460円	午前9時から午後5時まで	3,460円	6,920円	午後1時から午後9時まで	3,460円	6,920円	半面を利用す	午前9時から午後1時まで	870円	1,740円	<p>別表(第8条関係)</p> <p>1 使用時間を分割して利用する場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名 利用形態 使用時間</th> <th colspan="2">講堂又は大会 議室</th> <th colspan="2">小会議室</th> <th colspan="2">野外活動場</th> </tr> <tr> <th>特別 利用</th> <th>一般 利用</th> <th>特別 利用</th> <th>一般 利用</th> <th>特別 利用</th> <th>一般 利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>9時から13時まで</td> <td>1,030</td> <td>2,060</td> <td>520</td> <td>1,040</td> <td>1,030</td> <td>2,060</td> </tr> <tr> <td>13時から17時まで</td> <td>1,030</td> <td>2,060</td> <td>520</td> <td>1,040</td> <td>1,030</td> <td>2,060</td> </tr> <tr> <td>17時から21時まで</td> <td>1,030</td> <td>2,060</td> <td>520</td> <td>1,040</td> <td>1,030</td> <td>2,060</td> </tr> <tr> <td>9時から17時まで</td> <td>2,060</td> <td>4,120</td> <td>1,040</td> <td>2,080</td> <td>2,060</td> <td>4,120</td> </tr> <tr> <td>13時から21時まで</td> <td>2,060</td> <td>4,120</td> <td>1,040</td> <td>2,080</td> <td>2,060</td> <td>4,120</td> </tr> </tbody> </table>	施設名 利用形態 使用時間	講堂又は大会 議室		小会議室		野外活動場		特別 利用	一般 利用	特別 利用	一般 利用	特別 利用	一般 利用		円	円	円	円	円	円	9時から13時まで	1,030	2,060	520	1,040	1,030	2,060	13時から17時まで	1,030	2,060	520	1,040	1,030	2,060	17時から21時まで	1,030	2,060	520	1,040	1,030	2,060	9時から17時まで	2,060	4,120	1,040	2,080	2,060	4,120	13時から21時まで	2,060	4,120	1,040	2,080	2,060	4,120
区 分			単 位	使用料の額																																																																														
	特別利用 の場合	一般利用 の場合																																																																																
大会議室 全面を利用する 場合	午前9時から午後1時まで	1,730円	3,460円																																																																															
	午後1時から午後5時まで	1,730円	3,460円																																																																															
	午後5時から午後9時まで	1,730円	3,460円																																																																															
	午前9時から午後5時まで	3,460円	6,920円																																																																															
	午後1時から午後9時まで	3,460円	6,920円																																																																															
半面を利用す	午前9時から午後1時まで	870円	1,740円																																																																															
施設名 利用形態 使用時間	講堂又は大会 議室		小会議室		野外活動場																																																																													
	特別 利用	一般 利用	特別 利用	一般 利用	特別 利用	一般 利用																																																																												
	円	円	円	円	円	円																																																																												
9時から13時まで	1,030	2,060	520	1,040	1,030	2,060																																																																												
13時から17時まで	1,030	2,060	520	1,040	1,030	2,060																																																																												
17時から21時まで	1,030	2,060	520	1,040	1,030	2,060																																																																												
9時から17時まで	2,060	4,120	1,040	2,080	2,060	4,120																																																																												
13時から21時まで	2,060	4,120	1,040	2,080	2,060	4,120																																																																												

る場合	午後1時から午後5時まで	870円	1,740円
	午後5時から午後9時まで	870円	1,740円
	午前9時から午後5時まで	1,740円	3,480円
	午後1時から午後9時まで	1,740円	3,480円
中会議室	午前9時から午後1時まで	1,150円	2,300円
	午後1時から午後5時まで	1,150円	2,300円
	午後5時から午後9時まで	1,150円	2,300円
	午前9時から午後5時まで	2,300円	4,600円
	午後1時から午後9時まで	2,300円	4,600円
小会議室	午前9時から午後1時まで	570円	1,140円
	午後1時から午後5時まで	570円	1,140円
	午後5時から午後9時まで	570円	1,140円
	午前9時から午後5時まで	1,140円	2,280円
	午後1時から午後9時まで	1,140円	2,280円
野外活動場	午前9時から午後1時まで	1,030円	2,060円
	午後1時から午後5時まで	1,030円	2,060円
	午後5時から午後9時まで	1,030円	2,060円
	午前9時から午後5時まで	2,060円	4,120円
	午後1時から午後9時まで	2,060円	4,120円

2 午前9時前又は午後9時後の時間において利用する場合及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料

区 分	単 位	使用料の額	
		特別利用 の場合	一般利用 の場合
大会議室			
全面を利用する場合	1時間当たり	440円	880円
半面を利用する場合	1時間当たり	220円	440円
中会議室	1時間当たり	290円	580円
小会議室	1時間当たり	150円	300円
野外活動場	1時間当たり	260円	520円

3 冷暖房使用料

区 分	単 位	使用料の額
大会議室		

2 冷暖房使用料

講堂にあっては4時間につき2,310円、大会議室にあっては4時間につき1,890円、小会議室にあっては4時間につき940円、宿泊施設にあ

全面を利用する 場合	午前9時から午後1時まで	1,400円
	午後1時から午後5時まで	1,400円
	午後5時から午後9時まで	1,400円
	午前9時から午後5時まで	2,800円
	午後1時から午後9時まで	2,800円
	午前9時から午後9時まで	4,200円
	超過1時間当たり	350円
半面を利用する 場合	午前9時から午後1時まで	700円
	午後1時から午後5時まで	700円
	午後5時から午後9時まで	700円
	午前9時から午後5時まで	1,400円
	午後1時から午後9時まで	1,400円
	午前9時から午後9時まで	2,100円
	超過1時間当たり	180円
中会議室	午前9時から午後1時まで	920円
	午後1時から午後5時まで	920円
	午後5時から午後9時まで	920円
	午前9時から午後5時まで	1,840円
	午後1時から午後9時まで	1,840円
	午前9時から午後9時まで	2,760円
	超過1時間当たり	230円
小会議室	午前9時から午後1時まで	400円
	午後1時から午後5時まで	400円
	午後5時から午後9時まで	400円
	午前9時から午後5時まで	800円
	午後1時から午後9時まで	800円
	午前9時から午後9時まで	1,200円
	超過1時間当たり	100円

つては1人1泊につき340円とする。

備考 この表の単位欄に掲げる「超過1時間当たり」は、同表の区分欄に掲げる施設を午前9時前又は午後9時後の時間において利用する場合及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合に、併せて冷暖房設備を利用する場合の当該冷暖房設備の利用に係る使用料の単位とする。

第1号様式 (第6条関係)

香川県青年センター利用許可申請書

年 月 日

香川県青年センター所長 殿

〔指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者〕

住所  
申請者 氏名  
(団体名及び代表者名)  
TEL

香川県青年センター規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1～3 略

4 利用しようとする施設、期間、人員等

施設名	利用開始	利用終了	日(泊)数 (時間)	実人員 人	延人員 (宿泊 延人員) 人	※ 使用料		
						使用料	冷暖房 使用料	計
〔大会議室 (全面利用)〕	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
〔大会議室 (半面利用)〕	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
〔中会議室〕	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
〔小会議室〕	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
〔野外活動 場〕	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
略								

5 略

(注) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成24年12月1日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

香川県青年センター利用許可申請書

年 月 日

香川県青年センター所長 殿

〔指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者〕

住所  
申請者 氏名  
(団体名及び代表者名)  
TEL

香川県青年センター規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1～3 略

4 利用しようとする施設、期間、人員等

施設名	利用開始	利用終了	日(泊)数 (時間)	実人員 人	延人員 (宿泊 延人員) 人	※ 使用料		
						使用料	冷暖房 使用料	計
〔講堂〕	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
〔大会議室〕	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
〔小会議室〕	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
〔野外活動 場〕	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
略								

5 略

(注) 略